

資料5

諮問

福岡県地球温暖化対策実行計画について

環 保 第 号
令 和 年 月 日

福岡県環境審議会会長 殿

福 岡 県 知 事
(環境部環境保全課)

福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）の改定について（諮問）

本県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として、令和4年3月に「福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）」（以下「実行計画」という。）を策定し、地球温暖化対策に取り組んでおります。

地球温暖化に伴う気候変動は、災害の激甚化に加え、熱中症の増加、農作物の品質低下など多岐にわたる分野に影響を及ぼすだけでなく、動物と人との関係を変え、新たな動物由来感染症が発生するおそれも指摘されています。本県においても、令和6年には太宰府市で年間猛暑日日数・猛暑日連続日数の日本記録が更新されるなど、実行計画策定後もその影響はますます深刻化しています。

また、国においては、令和7年2月18日に「地球温暖化対策計画」を改定し、2050年ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）の実現に向けた野心的な目標として、2030年度において温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減するという従来の目標に加え、2035年度、2040年度にそれぞれ60%、73%削減するという新たな目標を設定いたしました。

実行計画につきましては、その対象期間を2017（平成29）年度から2030（令和12）年度までとしておりますが、令和9年3月で策定から5年を迎え、これら社会情勢等の変化に対応する必要性が生じております。

つきましては、実行計画の改定について、貴審議会の意見を求めます。

福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）の改定について

1 計画改定の趣旨

本県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として、令和4年3月に「福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）」（以下「実行計画」という。）を策定し、地球温暖化対策に取り組んでいる。

実行計画については、社会情勢等の変化に対応するため、概ね5年ごとに見直しを行うこととしている。令和9年3月で実行計画の策定から5年を迎えることから、「福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）」を改定するものである。

2 現行計画の概要

（1）計画期間

2017（平成29）年度から2030（令和12）年度まで

（2）温室効果ガス排出削減目標

ア 長期目標

2050（令和32）年度に福岡県の温室効果ガス排出の実質ゼロ[※]を目指す。

※温室効果ガス排出量から、森林などによる吸収量を差し引いた値をゼロとする。

イ 中期目標

2030（令和12）年度における福岡県の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減する。

3 改定計画の構成（案）

第1章 計画策定・改定の背景

第2章 計画の基本的事項

第3章 福岡県の地域特性

第4章 温室効果ガス排出量・吸収量の現況推計、将来推計

第5章 温室効果ガス排出量の削減目標

第6章 地球温暖化対策（緩和策）

第7章 地球温暖化対策（適応策）

第8章 計画の推進体制・進行管理

別冊 促進区域の設定に関する福岡県基準[※]

※別冊「促進区域の設定に関する福岡県基準」は今回改定の対象外とする

4 今後のスケジュール（案）

専門委員会による審議（令和8年2月～）

パブリックコメント（令和8年12月）

福岡県環境審議会による答申（令和9年1月）

答申に基づく実行計画の改定（令和9年3月）

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）【抜粋】

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
- 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）【抜粋】

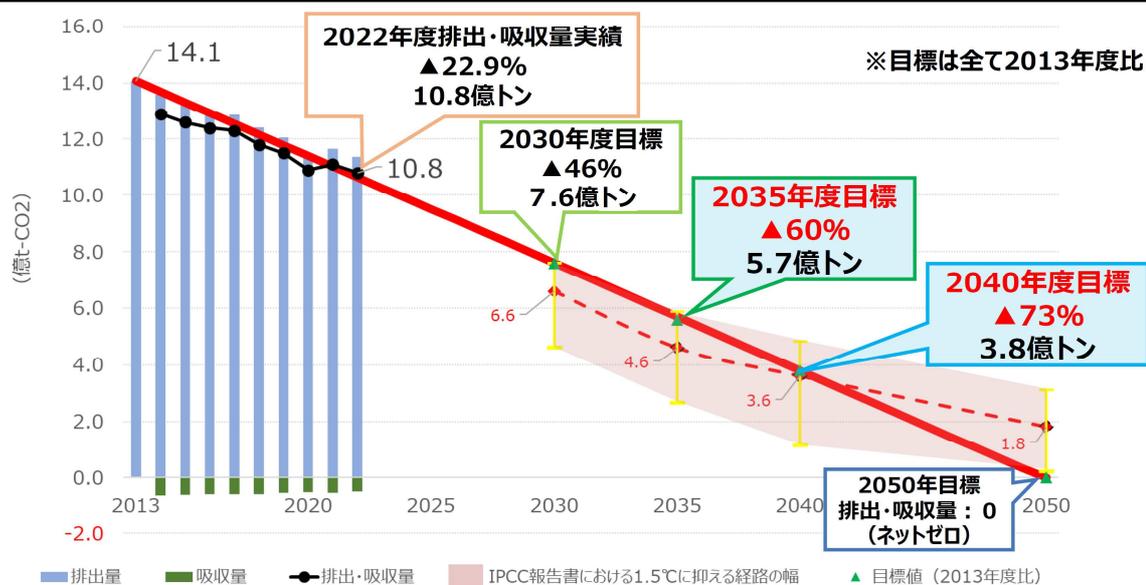
（地域気候変動適応計画）

第十二条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

地球温暖化対策計画（国計画）の概要

次期削減目標（NDC）

- 我が国は、**2030年度目標と2050年ネット・ゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず着実に歩んでいく。**
- 次期NDCについては、**1.5℃目標に整合的で野心的な目標**として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ**60%、73%削減**することを目指す。
- これにより、中長期的な**予見可能性**を高め、**脱炭素と経済成長の同時実現**に向け、**GX投資を加速**していく。



次期NDC達成に向け地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策

- 次期NDC 達成に向け、**エネルギー基本計画及びGX2040ビジョンと一体的に**、主に次の対策・施策を実施。
- 対策・施策については、**フォローアップの実施を通じて、不断に具体化を進めるとともに、柔軟な見直し**を図る。

《エネルギー転換》

- **再エネ、原子力**などの**脱炭素効果の高い電源**を最大限活用
- トランジション手段として**LNG火力**を活用するとともに、**水素・アンモニア、CCUS等**を活用した**火力の脱炭素化**を進め、**非効率な石炭火力のフェードアウト**を促進
- 脱炭素化が難しい分野において**水素等、CCUS**の活用

《産業・業務・運輸等》

- 工場等での**先端設備**への更新支援、**中小企業**の省エネ支援
- 電力需要増が見込まれる中、**半導体の省エネ性能向上、光電融合**など最先端技術の開発・活用、**データセンターの効率改善**
- 自動車分野における製造から廃棄までの**ライフサイクル**を通じたCO₂排出削減、**物流**分野の脱炭素化、**航空・海運**分野での次世代燃料の活用

《地域・暮らし》

- **地方創生に資する地域脱炭素**の加速
→2030年度までに100以上の「**脱炭素先行地域**」を創出等
- 省エネ住宅や食品ロス削減など**脱炭素型の暮らしへの転換**
- **高断熱窓、高効率給湯器、電動商用車やペロブスカイト太陽電池**等の導入支援や、国や自治体の庁舎等への率先導入による**需要創出**
- **Scope3**排出量の算定方法の整備など**バリューチェーン全体の脱炭素化**の促進

《横断的取組》

- 「**成長志向型カーボンプライシング**」の実現・実行
- **循環経済（サーキュラーエコノミー）**への移行
→**再資源化事業等高度化法**に基づく取組促進、「**廃棄物処理×CCU**」の早期実装、**太陽光パネルのリサイクル**促進等
- **森林、ブルーカーボン**その他の**吸収源確保**に関する取組
- 日本の技術を活用した、**世界の排出削減への貢献**
→**アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）**の枠組み等を基礎として、**JCM**や**都市間連携**等の協力を拡大